

金山町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、金山町における特色ある景観、豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境の保全と、急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用及び蓄電池の設置との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境に配慮した潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 金山町の特色ある景観、豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恩恵を享受することができるよう、町民の意向を踏まえつつ、その保全及び活用が図られなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）発電設備等 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及び系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。）並びにこれらの付属設備（以下「発電設備等」という。）をいう。
- （2）事業 発電設備等の設置を行う事業（当該事業のために行われる調査及び土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土、埋土等を含む。）を行うことをいう。
- （3）事業者 事業を行う者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- （4）事業区域 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。
- （5）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （6）住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域内に所在する行政区（金山町区長設置規則（昭和35年規則第2号）第2条別表に規定する区域の行政区をいう。）
 - イ 事業区域の周辺に居住している者及び所在する法人その他の団体
 - ウ 事業区域の土地又は建築物の所有者、占有者若しくは管理者
 - エ その他町長が特に認めたもの

（町の責務）

第4条 町は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、金山町の特色ある景観、豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境に十分配慮し、住民等との良好な関係を保ちつつ地域社会の発展に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、発電設備等及び事業区域の適正な管理をしなければならない。
- 3 事業者は、事業で発生する廃棄物を適正に処理しなければならない。
- 4 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用に充てる資金を確保しなければならない。

(1) 発電設備等の維持管理に要する費用

(2) 発電設備等の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の廃止に要する費用

(町民の責務)

第6条 町民は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に基づく手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 町長は、自然環境及び安全で安心な生活環境の保全並びに災害の防止のため、規則で定める区域を抑制区域として指定し、事業者に対して当該区域を事業区域に含めないよう協力を求めることができる。

(適用を受ける事業)

第8条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上の事業（既に設置された発電設備等を増設することにより、発電出力10キロワット以上となる事業を含む。）及び系統用蓄電池を設置する発電事業に適用する。ただし、次に掲げるものについては、適用しない。

(1) 建築物の屋根、壁面又は屋上に発電設備等を設置する事業又は自己の居住の用に供する住宅の敷地内に発電設備等を設置する事業。

(2) 既存の温泉を採取している井戸（以下「既存井」という。）を利用した地熱発電事業であって事業実施前後において当該温泉の湧出量に変化を生じない事業。

(3) その他町長が認める事業

(配慮事項)

第9条 町長は、事業者が事業を実施する上で様々な影響があると想定される次に掲げるものについては、配慮が必要な事項（以下「配慮事項」という。）として、事業者に特段の配慮を求めることができる。

(1) 自然環境、景観、生活環境等の保全に関すること。

(2) 防災及び安全対策に関すること。

(3) 地域住民等への対応に関すること。

(4) 発電設備設置後の維持管理に関すること。

(5) 上記のほか、町長が必要と認める事項

2 配慮事項は、規則で定める。

(事前協議)

第10条 事業者は、第12条の規定による届出をしようとするときは、当該事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について町長と事前に協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(説明会の開催)

第11条 事業者は、第12条の規定による届出に先立って、住民等に対し、事業内容等に関する説明会を開催しなければならない。

2 住民等は、規則で定めるところにより、事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

3 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該申出をした住民等と協議しなければならない。

4 事業者は、住民等の理解が得られるよう努めるものとする。

(事業計画の届出)

第12条 事業者は、町内において事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、事業計画について町長に届け出、同意を得なければならない。

2 事業者は、第1項の規定により届け出た事業計画を変更又は中止しようとするときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、第1項の規定による届出書を受理したときは、その内容を公開することができるものとする。

(同意の基準等)

第13条 町長は、前条の規定による届出があった場合において、住民等の意見を尊重するとともに、当該事業に係る手続が適切であり、事業計画が自然環境等の保全上支障がないと認めるときは、同意するものとする。

2 町長は、事業区域の全部又は一部が第7条に規定する抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、事業の実施に必要な許認可等(法律又は条例に基づく許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。)を受けている場合であって、この条例の目的に照らし合わせて支障がないと認める場合は、この限りでない。

3 町長は、同意に際し、自然環境等の保全及び災害の防止のために必要な条件を付することができる。

(協定の締結)

第14条 町長は、第12条第1項の届出に同意したときは、発電設備等の運用並びに災害時及び事業廃止後の措置に関し必要な事項について事業者に対し協

定の申し入れを求めることができるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による申し入れを受けたときは、協定の締結に努めなければならない。

(審議会)

第15条 町長は、第12条の届出があったときは、必要に応じて、金山町自然環境保全及び緑化の推進に関する条例（昭和49年金山町条例第19号）第9条に規定する金山町自然環境保全審議会を設置し、意見を聴取するものとする。

(工事の着手等の届出)

第16条 事業者は、事業の工事の着手、完了、中断又は再開をした場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定により完了の届出があったときは、速やかに届出の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を同意事業者に通知するものとする。

(維持管理と報告)

第17条 事業者は、事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないように、発電設備等及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう、維持管理を行わなければならない。

- 2 事業者は、事業に起因して住民から苦情等があったときなど、生活環境等への影響が認められた場合は、速やかに改善のための措置を講ずるとともに、その内容を町長に報告するものとする。

- 3 発電設備等の異常又は破損等により周辺地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、事業者は、速やかに町長にその旨を報告し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講ずるものとする。

(事業廃止の届出)

第18条 事業者は、事業を廃止しようとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、事業を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守し、発電設備等を可能な限り速やかに撤去及び処分しなければならない。

- 3 事業者は、発電設備等の撤去後の事業区域の植栽や法面の保護などの原状回復に必要な措置を行い、土地の適正な管理に努めるものとする。

(継承の届出)

第19条 事業者から事業譲渡、相続、売買、合併又は分割等によりその地位を継承した者は、速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 地位を継承した者は、当該継承に係る事業について、この条例の規定による地位を継承し、当該事業者が付された一切の条件を遵守するものとする。

(報告の徴収)

第20条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第21条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、職員に、事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第22条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 同意を得ずに事業の工事に着手した者

(3) 事業者が適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

(4) 第20条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第21条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(5) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかった者

(公表)

第23条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、当該事業者に弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において、事業に着手したものについては、この条例の規定は、適用しない。ただし、町長は、この条例の施行の際、現に発電設備等を

設置又は設置工事に着手している事業者に対してこの条例の規定を順守するよう協力を求めることができる。